

台風時の対応について

沖縄県立美里工業高等学校

台風時の業務対応

<生徒について>

1. 生徒は、暴風警報及び特別警報発令中、休校になります。

暴風警報発令前でも、安全確保のために臨時休校となる場合があります。

(テレビ・ラジオ・Web 等で確認して下さい。)

2. 暴風警報が解除され、バスの運行が再開された場合は以下のようになります。

(1) 午前7時までに暴風警報が解除され、バスの運行が再開された場合

通常通りの授業を行います。

(2) 午前11時以前に暴風警報が解除され、バスの運行が再開された場合

午後から40授業で行います。(生徒は昼食をとってから登校)

S HR 13:00~13:10

4校時 13:20~14:00

5校時 14:10~14:50

6校時 15:00~15:40

(3) 午前11時を過ぎてから暴風警報が解除され、バスの運行が再開された場合

引き続き、臨時休校となります

<職員について>

(1) 業務停止の判断：下記の2つの要件①②をもとに校長が判断する。

① 当該区域が暴風域になったとき(また、暴風雨警報が発令され、3時間以内に暴風域に入ることが予想されるとき)

② バスの運行が停止

(2) 業務再開の判断：下記の2つの要件のうち、いずれかを満たした場合に業務再開とする。

① 当該区域が暴風域外となり、暴風警報が解除されたとき

② 当該区域においてバスの運行が再開されたとき

* ただし、業務の再開時刻が午後2時以降の場合は、業務再開しなくてよい。

(3) 特別休暇の付与について

職員は、暴風警報が発令された場合であっても、ただちに特別休暇が付与されるものではないことに留意するとともに、業務の停止措置がなされたか否かを学校長に確認し、その指示に従うものとする。

参考通知文

* 暴風(特別)警報発令時における学校の臨時休業及び園児・児童・生徒の安全確保について(通知)

平成27年6月5日 教育長決裁

台風の来襲による教職員の事故発生の防止のための措置について(通知)

平成13年11月5日 教県第2609号